

最高裁秘書第183号

令和6年2月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

令和4年6月24日付け（同月28日受付、第040255号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法研修所論集創立40周年記念特集号

2 開示しないこととした理由

1の文書は、不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）